

亀山市告示第50号

亀山市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月27日

亀山市長 櫻井義之

亀山市乳児等通園支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び亀山市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年亀山市条例第1号。以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(実施施設)

第3条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
第一愛護園	亀山市南崎町751番地

(実施日及び実施時間)

第4条 事業を実施する日及び実施する時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

名称	実施する日	実施する時間
第一愛護園	月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日を除く。)	午前9時から午前11時まで 及び正午から午後4時まで

(利用定員)

第5条 条例第3条の規定により定める利用定員は、次の表のとおりとする。

名称	利用定員
第一愛護園	1時間当たり5名 1月当たり600名

(利用時間)

第6条 事業を利用することができる時間は、1月につき乳児等支援給付認定子ども1人当たり10時間を限度とする。

2 利用時間は、1時間を単位とする。

(利用の予約)

第7条 事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、事業を利用しようとする日の7日前までに、実施施設に事業の利用の予約（以下「予約」という。）を行わなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもの受入れ)

第8条 実施施設の長は、利用定員の範囲において予約があったときは、当該乳児等支援給付認定子どもを受け入れなければならない。ただし、職員配置、実施施設の機能等の正当な理由により受入れが困難であるときは、この限りでない。

(予約の取消し等)

第9条 予約を行った乳児等支援給付認定保護者は、当該予約を取り消すときは、事業を利用しようとする日の前日の正午までに行わなければならない。

2 実施施設の長は、職員配置、実施施設の機能等の正当な理由により受入れが困難であるときは、受入れを中止し、又は予約を取り消すことができる。この場合においては、事業を利用しなかったものとみなし、当該受入れ又は予約に係る予定利用時間は、第6条の事業を利用することができる時間から減算しない。

3 第1項に規定する期限を超えて行われた予約の取消しは、事業を利用したものとみなし、当該予約に係る予定利用時間を第6条の事業を利用することができる時間から減算する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第7条から第9条までの規定による予約に関する手続は、この告示の施行の前においても行うことができる。